

議第9号

令和5年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,870
	1 一般会計繰入金	1,870
2 繰越金		69,900
	1 繰越金	69,900
3 諸収入		123,530
	1 県預金利子	40
	2 貸付金元利収入	123,333
	3 雑収入	157
歳入	合計	195,300

議第9号 令和5年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 水循環・森林・景観費		195,300
	1 林業改善資金貸付事業費	195,300
歳 出	合 計	195,300

議第10号

令和5年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

令和5年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,465,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		399,703
	1 使用料	399,703
2 繰入金		283,967
	1 一般会計繰入金	283,967
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		226,130
	1 雑収入	226,130
5 県債		554,500
	1 県債	554,500
歳入合計		1,465,300

議第10号 令和5年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 食 と 農 の 振 興 費		千円 1,465,300
	1 中央卸売市場事業費	1,465,300
歳 出 合 計		1,465,300

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 554,500	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第11号

令和5年度奈良県公債管理特別会計予算

令和5年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,109,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		51,000
	1 財産運用収入	51,000
2 繰入金		90,858,400
	1 一般会計繰入金	77,684,575
	2 特別会計繰入金	6,722,825
	3 基金繰入金	6,451,000
3 県債		56,199,600
	1 県債	56,199,600
歳入合計		147,109,000

議第11号 令和5年度奈良県公債管理特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		147,109,000
	1 公 債 費	147,109,000
歳 出 合 計		147,109,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	56,199,600 ^{千円}	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

令和5年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

令和5年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		73,100
	1 貸付金元利収入	73,100
歳 入	合 計	73,100

議第12号 令和5年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		73,100
	1 育成奨学金貸付事業費	73,100
歳 出 合 計		73,100

議第13号

令和5年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

令和5年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,590,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		3,392,169
	1 一般会計繰入金	3,392,169
2 諸収入		3,035,531
	1 貸付金元利収入	3,035,531
3 県債		1,162,300
	1 県債	1,162,300
歳入合計		7,590,000

議第13号 令和5年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		7,590,000
	1 病 院 機 構 費	4,554,469
	2 病 院 機 構 公 債 費	3,035,531
歳 出	合 計	7,590,000

千円

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付事業	<small>千円</small> 1,162,300	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第14号

令和5年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

令和5年度奈良県国民健康保険事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		41,328,049
	1 負担金	41,328,049
2 国庫支出金		35,302,222
	1 国庫負担金	24,376,641
	2 国庫補助金	10,925,581
3 財産収入		37,715
	1 財産運用収入	37,715
4 繰入金		8,705,966
	1 一般会計繰入金	7,790,000
	2 基金繰入金	915,966
5 諸収入		42,926,048
	1 前期高齢者交付金	42,526,757
	2 療養給付費等交付金	68
	3 共同事業交付金	399,223
歳入合計		128,300,000

議第14号 令和5年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 福 祉 保 険 費		128,300,000
	1 国民健康保険事業費	128,300,000
歳 出	合 計	128,300,000

議第15号

令和5年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 給水団体数 | 11市12町1村 |
| (2) 年間給水量 | 81,000,000立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 221,918立方メートル |
| (4) 主要な建設工事 | |
| 県域水道ファシリティマネジメント推進工事 | 1,010,713千円 |
| 県営水道施設強靱化工事 | 1,620,536千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,830,260千円
第1項 営業収益		10,720,840千円
第2項 営業外収益		1,109,420千円
	支	出
第1款 事業費		10,856,077千円
第1項 営業費用		9,991,053千円
第2項 営業外費用		860,024千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,112,195千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額128,748千円、県域水道ファシリティマネジメント推進積立金1,010,713千円、減債積立金110,000千円及び過年度損益勘定留保資金4,862,734千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		268,983千円
第1項 他会計からの助成金		233,922千円

第2項 国庫支出金	17,286千円
第3項 雑入	17,775千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,381,178千円
第1項 建設改良費	4,233,399千円
第2項 企業債償還金	2,146,313千円
第3項 国庫補助金等返還金	1,466千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大型コンクリート構造物 修繕事業にかかる契約	令和6年度	56,800 ^{千円}
田原本町県水転換に伴う 送水施設整備事業にかかる契約	令和6年度	107,000
県域水道ファシリティマネジメント 推進事業にかかる契約	令和6年度	548,809
県営水道施設強靱化事業にかかる契約	令和6年度から 令和7年度まで	2,736,713
送水管路移設事業にかかる契約	令和6年度から 令和7年度まで	1,767,881
送水管路更新事業にかかる契約	令和6年度から 令和9年度まで	4,115,257
県域水道一体化推進事業にかかる契約	令和6年度	953,132

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 810,043千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、211,322千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、695,539千円と定める。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾

議第16号

令和5年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	12市15町1村
(2) 年間処理水量	131,190,000立方メートル
(3) 1日平均処理水量	359,425立方メートル
(4) 主要な建設工事	
流域下水道施設耐震補強工事	709,287千円
流域下水道施設老朽化対策工事	3,537,699千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		13,228,923千円
第1項 営業収益		7,142,990千円
第2項 営業外収益		6,085,933千円
	支	出
第1款 事業費		14,123,141千円
第1項 営業費用		13,698,112千円
第2項 営業外費用		425,029千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,487,315千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,519千円及び過年度損益勘定留保資金1,391,796千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		4,406,000千円
第1項 建設補助金		2,420,000千円
第2項 建設負担金		915,000千円
第3項 企業債		1,071,000千円

支	出
第1款 資本的支出	5,893,315千円
第1項 建設改良費	4,406,000千円
第2項 企業債償還金	1,437,380千円
第3項 固定資産購入費	49,935千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道管理運営事業にかかる契約	令和6年度から 令和10年度まで	105,458 ^{千円}
補助流域下水道建設事業にかかる契約	令和6年度から 令和8年度まで	3,829,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	1,071,000 ^{千円}	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 607,856千円

(他会計からの補助金)

第10条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、500,000千円である。

令和5年2月17日提出

奈良県知事 荒井正吾